

令和 7 年度高松市定額減税調整給付金（不足額給付）支給事業実
施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業を活用し、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、令和 7 年度高松市定額減税調整給付金（不足額給付）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 令和 7 年度高松市定額減税調整給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不足額給付分）」という。）は、定額減税調整給付金（以下「調整給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、高松市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第 3 条 調整給付金（不足額給付分）の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和 7 年 1 月 1 日時点で高松市に住所を有する者（高松市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。ただし、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）上の非居住者並びに令和 6 年分所得税に係る合計所得金額及び令和 6 年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える者を除く。

（1） ア及びイに掲げる額の合計額（1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がウに掲げる額を上回る令和 6 年分所得税又は令和 6 年度分個人住民税所得割の納税義務者

ア 3 万円に、その者の令和 6 年 12 月 31 日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（令和 6 年中に死亡しているが、当該死亡のときにその者の同一生計配偶者又は扶養親族であった者を含む。）（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和 6 年分所得税額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第

4 1 条の 3 の 3 第 1 項の規定がないものとした場合における令和 6 年分の所得税の額をいう。以下同じ。) を差し引いた額

イ 1 万円に、その者の令和 5 年 1 2 月 3 1 日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（令和 5 年中に死亡しているが、当該死亡のときにその者の控除対象配偶者又は扶養親族であった者を含む。）（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和 6 年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項並びに第 4 項及び第 5 項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 調整給付金（当初給付分）の額（調整給付金（当初給付分）を辞退等した者にあつては、調整給付金（当初給付分）を辞退等していなければ受給していた額（ただし、調整給付金（当初給付分）給付対象であつた者（調整給付金（当初給付分）の支給団体が高松市であつた者に限る。）から、エに掲げる事例に該当する旨の申し出があつた場合は、零とする。）をいい、調整給付金（当初給付分）給付対象外であつた場合、零とする。以下同じ。）

エ 調整給付金（当初給付分）において、確認書（支給のお知らせ等を含む。）が未到達であつたこと、入院等（出張、施設入所その他自宅には帰れない事情を抱えている場合を含む。）の理由により申請できなかったこと、オンライン申請が完了に至らなかったこと、その他やむを得ないと市長が認める事情により、調整給付金（当初給付分）を受給していない者

（2） 令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額が零であり、令和 6 年分所得税に係る合計所得金額及び令和 6 年度分個人住民税に係る合計所得金額が 4 8 万円を超える者

（3） 令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額が零であり、地方税法第 3 2 条第 3 項及び第 3 1 3 条第 3 項の規定による青色事業専従者又は同法第 3 2 条第 4 項及び第 3 1 3 条第 4 項の規定による事業専従者である者

（4） 前三号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付

金制度要綱（令和５年１１月２９日付け府地創第３２７号）に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者

２ 第１項第１号アに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和７年度分個人住民税課税情報から推計した令和６年分所得税額から算定した額とすることができる。

３ 第１項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。

４ 第１項第２号及び第３号においては、次の各号に該当する者を除く。

（１） 令和６年分所得税額又は令和６年度分個人住民税所得割額が零でない者

（２） 調整給付金（当初給付分）の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）

（３） 令和５年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和６年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員

（支給額）

第４条 前条第１項第１号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（１万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和６年分所得税に係る合計所得金額が１，８０５万円を超える場合は同号アを、令和６年度分個人住民税に係る合計所得金額が１，８０５万円を超える場合は同号イを、それぞれ零とする。また、令和６年１月２日以降に国外から転入し令和７年１月１日時点で高松市に住所を有する者（高松市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号イを零とする。

２ 前条第１項第２号及び第３号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、４万円とする。ただし、

令和 6 年 1 月 2 日以降に国外から転入し令和 7 年 1 月 1 日時点で高松市に住所を有する者（高松市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、3 万円とする。

- 3 前条第 1 項第 4 号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4 万円から、所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金（当初給付分）の額並びに前条第 1 項第 1 号の規定により支給される調整給付金（不足額給付分）の額（いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）を差し引いた額とする（1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）。

- 4 前条第 1 項第 1 号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金（不足額給付分）の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和 7 年 6 月 2 日とする。

- 5 事務処理基準日以降に生じた前条第 1 項第 1 号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金（不足額給付分）の金額に反映しないものとする。

（受給権者）

第 5 条 調整給付金（不足額給付分）の受給権者は、第 3 条における支給対象者とする。

（支給の方式）

第 6 条 第 3 条第 1 項第 1 号に規定する者は、別に定める支給要件確認書Ⅰ（以下「確認書Ⅰ」という。）を、第 3 条第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に規定する者は、別に定める支給要件確認書Ⅱ（以下「確認書Ⅱ」という。）を提出するものとする。ただし、令和 7 年 1 月 1 日時点で高松市に住所を有する者（高松市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）で、高松市から調整給付金（当初給付分）を受給していない者については、別に定める申請書を提出するものとする。高松市は申請書の提出があったときは、当該者に確認書Ⅰ又は確認書Ⅱのいずれかを送付し、

当該者は高松市から送付された確認書Ⅰ又は確認書Ⅱを提出するものとする。
ただし、第3条各号に該当しない者から申請書の提出があったときは、高松市は当該者に確認書Ⅰ又は確認書Ⅱのいずれも送付しないものとする。

- 2 確認書Ⅰ及び確認書Ⅱ並びに申請書（以下「確認書等」という。）に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合、第4号及び第5号に掲げる方式は、確認書等の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることにより、第1号から第3号のいずれかによる支給が困難な場合に限り行うものとする。

- (1) 郵送方式 提出者が確認書等を郵送により高松市に提出し、高松市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) オンライン方式 提出者が確認書等を高松市が整備するシステムを通じて提出し、高松市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口方式 提出者が確認書等を高松市の窓口に出し、高松市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (4) 窓口現金交付方式 提出者が確認書等を郵送により、又は高松市の窓口において高松市に出し、高松市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- (5) 現金書留交付方式 提出者が確認書等を郵送により、又は高松市の窓口において高松市に出し、高松市が現金書留等により現金を送付する方式

- 3 提出者は、確認書等の提出に当たっては、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。次に掲げる書類の提出が困難な場合には、真にやむを得ない事情がある場合に限り、提示された書類を高松市が確認することにより、提出したこととみなすことができる。

- (1) 支給対象者の本人確認書類の写し
- (2) 振込先口座の確認書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 4 確認書Ⅰ又は確認書Ⅱに基づく支給は、高松市が指定する金融機関の口座

に振り込むことができるものとする。この場合、前項各号に規定する書類の提出を省略することができる。

5 第2項第4号又は第5号の交付方式に基づく支給を受けた場合は、高松市に領収書を提出しなければならない。

6 高松市は、現住所が確認書Ⅰ又は確認書Ⅱに記載する住所地と異なる者等から市長が別に定める日までに、別に定める確認書送付先変更届（以下「変更届」という。）の提出があったときは、当該変更届に記載された送付先に確認書Ⅰ又は確認書Ⅱを送付するものとする。

第7条 高松市は、前条の規定にかかわらず、高松市から調整給付金（当初給付分）を支給した者、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の特定公的給付に係る公金受取口座情報を取得できた者等であって、第3条に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者に対し、別に定める調整給付金（不足額給付分）支給のお知らせ（以下「支給通知」という。）により調整給付金（不足額給付分）の支給の申込みを行う。

2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、別に定める調整給付金（不足額給付分）受給拒否の届出書（以下「受給拒否の届出書」という。）による受給の拒否又は別に定める調整給付金（不足額給付分）支給口座変更の届出書（以下「口座変更の届出書」という。）による登録口座の変更を申し出ることができる。

3 前項の受給拒否の届出書の提出をするときは、前条第3項第1号に規定する書類を、口座変更の届出書の提出をするときは、前条第3項第1号及び第2号に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、調整給付金（不足額給付分）を支給する。

ア 市長が別に定める日までに第2項の受給拒否の届出書又は口座変更の届出書の提出等がないとき。

イ 前号に規定する口座変更の届出書の提出等があった場合であって、当該口座変更の届出書に不備があり、市長が別に定める日までに当該不備事項の補正が行われなかったとき。

5 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定により行った当該支給の申込みを取り下げるものとする。

ア 前項アに規定する受給拒否の届出書の提出等があった場合であって、当該受給拒否の届出書に不備があり、市長が別に定める日までに当該不備事項の補正が行われなかったとき。

イ 市長が別に定める日までに高松市から送付した支給通知が支給対象者に未到達であることを確認できたとき。

6 前項の規定により支給の申込みを取り下げられた者は、調整給付金（不足額給付分）の支給を受けようとするときは、前条に規定する支給の方式により、確認書等を高松市に提出しなければならない。

（代理による確認書等の提出・受給）

第8条 支給対象者に代わり、代理人として前2条の規定による確認書等の提出及び調整給付金（不足額給付分）の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

（1） 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

（2） 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を提出する。また、この場合、高松市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 高松市は、第1項第1号及び第2号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書等の提出の期限）

第9条 確認書等の提出受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書Ⅰ及び確認書Ⅱの提出期限は、令和7年10月31日とする。また、申請書の提出期限は、令和7年10月3日とする。

3 前項の規定にかかわらず、確認書等の提出期限は、市長が認める場合に限り、変更することができる。

(支給の決定)

第10条 市長は、第6条の規定により確認書Ⅰ又は確認書Ⅱを受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給する。

2 市長は、前項の規定により、調整給付金（不足額給付分）の支給を決定したときは、別に定める支給決定通知書により当該支給対象者に通知し、速やかに調整給付金（不足額給付分）を支給する。

3 市長は、第1項に規定する内容の確認において、その内容に疑義が生じた場合は、当該提出者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めるものとする。

4 市長は、第1項の規定により、調整給付金（不足額給付分）を支給しないこととした場合、又は第6条第1項の規定により、確認書Ⅰ又は確認書Ⅱのいずれも送付しないこととした場合は、別に定める不支給決定通知書により当該提出者に通知する。

(調整給付金（不足額給付分）の支給等に関する周知等)

第11条 市長は給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、確認書等の提出の方法、確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(確認書等の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9条第2項の提出期限までに確認書等の提出を市長が確認できなかった場合、支給対象者が調整給付金（不足額給付分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条に規定する確認書等を受理した後、高松市が確認書等の不備について確認等を努めたにもかかわらず、市長が別に定める日までに当該記載事項等の補正が行われず、提出者の責めに帰すべき事由により調整給付金（不足額給付分）の支給ができなかったときは、当該別に定める日の翌日において当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

3 市長が第10条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、高松市が確認等に努めたにもかかわらず市長が別に定める日までに当該不備事項の補正が行われず、提出者の責めに帰すべき事由に

より支給ができなかったときは、当該別に定める日の翌日において当該確認書等を取り下げられたものとみなす。

（給付金の返還）

第 13 条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金（不足額給付分）の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金（不足額給付分）の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第 14 条 調整給付金（不足額給付分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第 15 条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 29 日から施行する。